

津市消防団交通事故防止検討委員会設置要綱

平成21年5月29日消防本部訓第3号

改正 平成24年5月25日消防本部訓第8号

(設置)

第1条 消防団員の災害出動等における交通事故を防止するため、津市消防団交通事故防止検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 消防車両の運転技術の向上に関すること。
- (2) 消防車両の緊急走行に関すること。
- (3) その他災害出動等における交通事故の防止に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員14人以内で構成する。

2 委員は、消防団員及び消防吏員のうちから、消防長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者等を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、消防本部消防総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、消防長がこれを招集する。

附 則 (平成24年5月25日消防本部訓第8号)

この訓は、平成24年6月1日から施行する。